

制度概要

西海市創業支援資金保証（略称：西海創業）															
目 的	西海市内で、新たに事業を開始又は実施するために必要となる資金の円滑化を図ることにより、西海市における新たな事業の創出を支援することを目的とする。														
保証の対象 (資格要件)	<p>産業競争力強化法(平成25年法律第98号。以下「法」という。)に規定する創業者である中小企業者であって、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ(4)から(6)のすべてに該当するもの。</p> <p>(1)新たに事業を開始しようとする者であって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 事業を営んでいない個人であって、1月以内(法に規定する認定特定創業支援等事業(以下「認定特定創業支援等事業」という。)により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては、6月以内)に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの</p> <p>② 事業を営んでいない個人であって、2月以内(認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては、6月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの</p> <p>③ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの</p> <p>(2)事業を開始した日又は、会社を設立した日以後1年を経過していない者であって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後1年を経過していないもの</p> <p>② 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過していないもの</p> <p>③ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過していないもの</p> <p>(3)事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後1年を経過していないものであって新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したもの(以下「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して1年を経過していないとして、上記(2)②に掲げる創業者とみなされるもの。</p> <p>(4)上記(1)に該当するものは、西海市内で事業を開始すること。上記(2)に該当するものは西海市内で事業を営んでいること、または西海市内で事業を開始する計画を有すること。</p> <p>(5)西海市商工会の推薦を受けていること。</p> <p>(6)市税を完納していること。</p>														
対象資金	西海市内の創業者が、創業者である期間内(本制度は創業後1年未満)に創業又は創業により行う事業の実施のために必要となる設備資金及び運転資金とする。														
保証条件	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">貸付限度額</td><td>500万円以内 ※1 西海市スタートアップ創出促進保証を合算して500万円以内とする。 ※2 他の創業関連保証、スタートアップ創出促進保証及び再挑戦支援保証を合算して3,500万円以内 ※3 他の創業関連保証、スタートアップ創出促進保証、再挑戦支援保証及び無担保保険(一般関係)に係る保証と合算して無担保保険限度額(8,000万円)以内</td></tr> <tr> <td>保証期間</td><td>10年以内（うち据置1年以内）</td></tr> <tr> <td>返済方法</td><td>原則として、均等分割返済</td></tr> <tr> <td>貸付形式</td><td>証書貸付</td></tr> <tr> <td>担保</td><td>不要</td></tr> <tr> <td>保証人</td><td>必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>年1.65%</td></tr> </table>	貸付限度額	500万円以内 ※1 西海市スタートアップ創出促進保証を合算して500万円以内とする。 ※2 他の創業関連保証、スタートアップ創出促進保証及び再挑戦支援保証を合算して3,500万円以内 ※3 他の創業関連保証、スタートアップ創出促進保証、再挑戦支援保証及び無担保保険(一般関係)に係る保証と合算して無担保保険限度額(8,000万円)以内	保証期間	10年以内（うち据置1年以内）	返済方法	原則として、均等分割返済	貸付形式	証書貸付	担保	不要	保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	貸付利率	年1.65%
貸付限度額	500万円以内 ※1 西海市スタートアップ創出促進保証を合算して500万円以内とする。 ※2 他の創業関連保証、スタートアップ創出促進保証及び再挑戦支援保証を合算して3,500万円以内 ※3 他の創業関連保証、スタートアップ創出促進保証、再挑戦支援保証及び無担保保険(一般関係)に係る保証と合算して無担保保険限度額(8,000万円)以内														
保証期間	10年以内（うち据置1年以内）														
返済方法	原則として、均等分割返済														
貸付形式	証書貸付														
担保	不要														
保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要														
貸付利率	年1.65%														
保証料率	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">基準料率</td><td>年0.80%</td></tr> <tr> <td>適用料率</td><td>①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②保証協会の定める要件を満たし、保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択する事業者については、要件の充足状況に応じて上記保証料率から0.25%または0.45%の料率を割増する。 西海市が全部を補助する。 ただし、適用料率②による保証料率引上げ分を除く。</td></tr> <tr> <td>保証料補助</td><td></td></tr> </table>	基準料率	年0.80%	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②保証協会の定める要件を満たし、保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択する事業者については、要件の充足状況に応じて上記保証料率から0.25%または0.45%の料率を割増する。 西海市が全部を補助する。 ただし、適用料率②による保証料率引上げ分を除く。	保証料補助									
基準料率	年0.80%														
適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②保証協会の定める要件を満たし、保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択する事業者については、要件の充足状況に応じて上記保証料率から0.25%または0.45%の料率を割増する。 西海市が全部を補助する。 ただし、適用料率②による保証料率引上げ分を除く。														
保証料補助															
責任共有	責任共有制度の対象外(100%保証)														
取扱金融機関	西海市内の十八親和銀行及び長崎銀行の各支店														
申込時類添付書類	<p>①西海市商工会が発行する「西海市中小企業創業資金融資推薦書」(写) ②保証の対象(1)に該当するものは、保証協会所定の創業・再挑戦計画書 ③認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行う場合は、認定特定創業支援事業により支援を受けたことについての市区町村長の証明書(写) ④再挑戦支援保証に係る保証を受けようとする場合は、資格要件申告書(再挑戦支援保証用)及び資格要件確認資料(廃業届出書、商業登記簿謄本等)並びに廃業及び解散に至った経過や原因の詳細等が記載された任意の文書 ⑤その他保証協会が必要とする書類 (注)保証の対象(6)に係る証明書は西海市商工会が確認するため不要。</p>														
留意事項	申込先：西海市商工会														
実施日	令和7年11月17日 創設														